

7 障害程度区分変更時の事務

○ 市町村事務の流れ

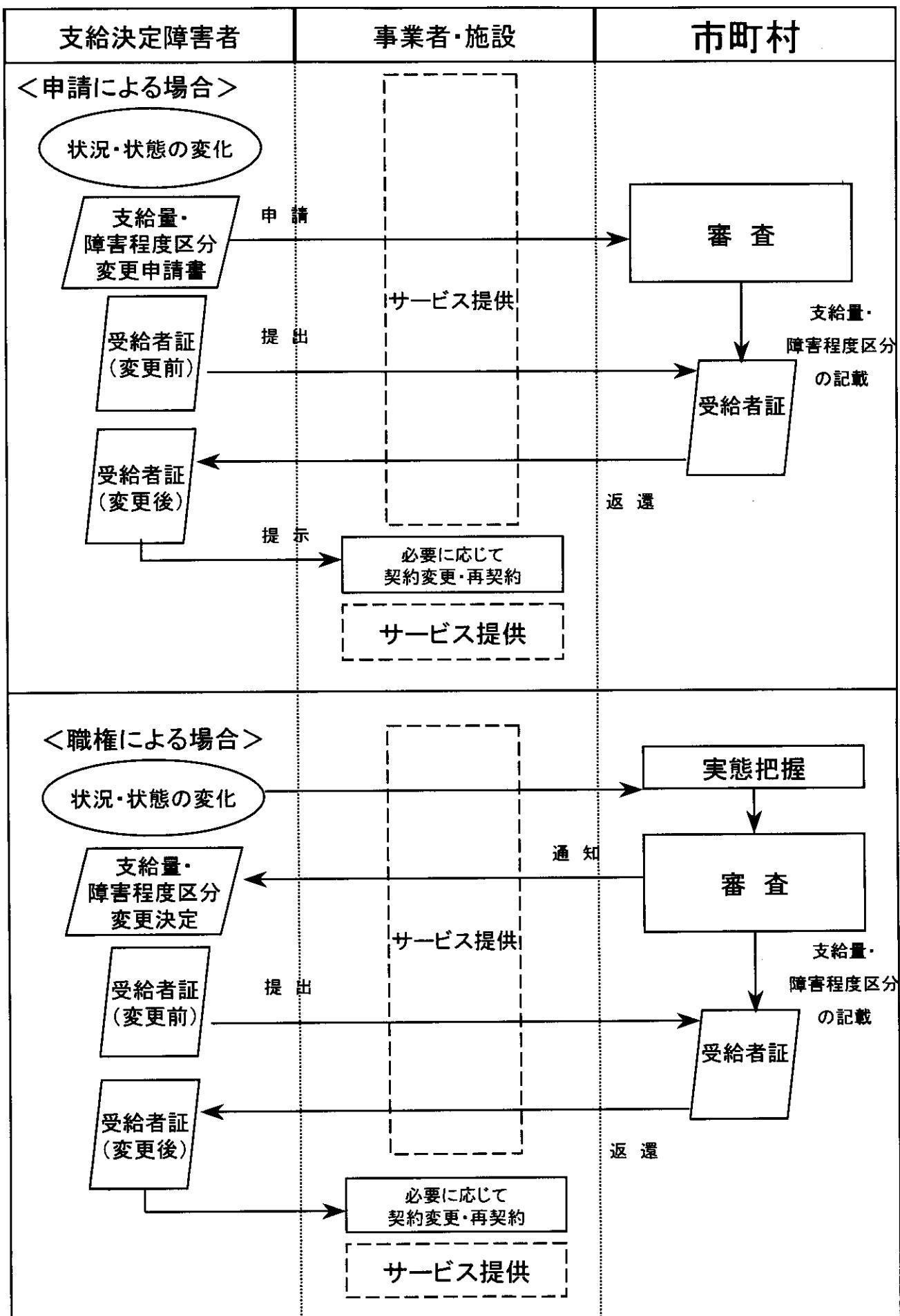
(事務フローは27ページ)

- ① 施設支給決定障害者は、障害程度区分を変更する必要があるときは、市町村に対し、当該障害程度区分の変更の申請をすることができる。
- ② 市町村は、申請又は職権により施設支給決定障害者につき、必要があると認めるときは障害程度区分の変更の決定をする。
- ③ 市町村は、障害程度区分の変更の決定を行った場合には、当該決定に係る施設支給決定障害者から施設受給者証の提出を求め、施設受給者証に当該決定に係る障害程度区分を記載し、これを返還する。

(身障法第17条の12、知障法第15条の13)

変更の手続き

<支給量・障害程度区分変更の手続きの流れ>



8 支給決定の取消し事務

(1) 支給決定の取消しが必要な場合

市町村は、次の場合、支給決定を取消し、当該取消しに係る支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者）に、受給者証の返還を求める。

- ① 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定に係る障害児。）が支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- ② 支給決定障害者（障害児の場合は、居宅支給決定保護者。）が、支給決定期間内に当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

（身障法第17条の8、第17条の13、知障法第15条の9、第15条の14、児福法第21条の14）

(2) 留意事項

転出による支給決定の取消しについては、サービスの連続性を確保しなければならない場合（身体障害者療護施設以外の施設入所者の出身世帯が転居し、援護の実施者は変更となるが、入所は継続される場合等）は、出身世帯が転出する市町村と出身世帯が転入する市町村とで、連絡調整を行い、転出する市町村での支給決定の取消日と転入する市町村での新たな支給決定の日が連続するようにし、空白の日が生じないように配慮する必要がある。（詳細は「5 転入・転出時の事務」を参照）

9 措置を行う場合に関する考え方

(1) 法律の規定

市町村は、支援を必要とする者が、やむを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、措置を行うことができる。（身障法18条 知障法15条の32～第16条 児福法第21条の25）

(2) 「措置」の対象となりうるケース

例えば、単独で支援費支給申請をすることが期待できない障害者の介護をしている者が急に死亡し、障害者ひとりとなり、周囲からの支援も期待できない状況で、緊急にサービスを必要とし、支援費支給申請を行う暇がないような場合が想定される。

ただし、そのような場合であっても、速やかな申請を勧奨し、速やかに支給決定を行うことにより、可能な限り早期に、支援費制度の利用に移行する必要がある。

10 苦情等への対応について

(1) 支援費支給申請に対する決定に関するものについて

- ① 市町村は、日頃から障害者や障害児の保護者等に対して、支援費制度の趣旨、内容について十分理解してもらえるよう努める必要がある。
(社会福祉法第75条第2項、身障法第9条、知障法第9条、児福法第21条の24)
- ② 支援費支給申請を受けた市町村は、行政手続法に従い、適正な事務処理を行うことが求められる。
- ③ 支援費支給申請に対する市町村（福祉事務所に権限を委任している場合は福祉事務所）の決定に不服がある場合、申請者は、行政不服審査法に基づき、市町村に対して異議申し立て（福祉事務所に権限を委任している場合は審査請求）を行うことができる。

(2) サービス内容に関するものについて

- ① サービス利用に関する苦情は、事業者・施設と利用者の間で解決することが基本である。（社会福祉法第82条）
- ② このため、事業者・施設においては、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見をくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、十分な情報の提供を行うように努め、サービスの自己評価、第三者が加わった施設内における苦情解決等の仕組みの整備が求められる。（社会福祉法第75条第1項、第78条、第82条）
- ③ また、事業者・施設は、社会福祉法に基づき、利用契約の申し込みがあった時は、その契約の内容等について十分な説明を行うとともに、利用契約成立時は、利用者に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。（社会福祉法第76条、第77条）
- ④ 都道府県、市町村は、日頃から、障害者や障害児の保護者が、事業者・施設に関する情報を含めサービスの利用に必要な情報を、容易に得られるようにす

る必要がある。 (社会福祉法第 75 条第 2 項)

- ⑤ また、市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、障害者の援護の実施者として、サービス利用に関する苦情、相談に応じることが求められる。
- ⑥ なお、事業者・施設段階で解決できない苦情については、都道府県社会福祉協議会に設けられた運営適正化委員会により適切に解決を図る方法がある。

(社会福祉法第 83 条)

1.1 施行前準備について

(1) 施行前に行うことができる手続き（施行前準備行為）

市町村は、平成15年4月1日の施行の前に、居宅生活支援費と施設訓練等支援費の支給の決定の手続きを行うことができる。（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第27条）

(2) 支給決定の手続きを行うために必要な事項

市町村は、支給決定の手続きを行うためには、関連政省令に基づき、市町村が行う事項について規則等で定める必要がある。

① 支給決定から支払いまでに関する事務処理

② 市町村において定める基準

ア 居宅生活支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

* 特例居宅生活支援費の場合についても準用

イ 居宅支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

* 特例居宅生活支援費の場合についても準用

ウ 施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

エ 施設支援の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

オ 旧措置入所者の施設訓練等支援費基準（厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内）

カ 旧措置入所者の利用者負担基準（厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内）

③ 基準該当居宅支援事業者に関する取り扱い

継続・反復して特例居宅支援費の支給の対象となるような基準該当居宅支援事業者については、基準該当居宅支援事業者として満たすべき要件の判断（認定）をあらかじめ行う必要がある。その際、事業者の登録に係る要件及び手続き等について必要な事項を明確に示す必要がある。

(3) 現行制度利用者の支援費制度に関するみなし規定

旧措置入所者に係るみなし規定（経過措置）

指定施設とみなされた既存措置委託施設の旧措置入所者については、施行後一年間は施設訓練等支援費の支給決定に係るものとみなされ、施設訓練等支援費を支給することができる経過措置が設けられている（附則第12条、第18条）。

したがって、市町村はこれらの入所者に対しては、改正法施行の日から一年の間に、当該入所者の施設訓練等支援費の支給決定に関する手続きを行うことが必要である。経過措置の対象者は次のとおりである。

- ア 市町村が現行制度で措置している身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設の入所者。
- イ 市及び福祉事務所を設置している町村が現行制度で措置している知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の入所者。

（4）留意事項

- ① 次の現行制度の利用者については経過措置がなく、施行日以降も入所、又はサービスの利用を継続するためには、施行日までに支給決定を行う必要があり、市町村は、支給決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。
 - ア 居宅サービス(居宅介護、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助)の利用者
 - イ 都道府県から措置委託されている知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮の入所者(居住地が福祉事務所未設置町村である者、または居住地不明者)
 - * 都道府県から市町村への権限委譲により、支給決定を市町村が行うこととなる。
 - ウ 心身障害者福祉協会の設置する福祉施設（国立コロニー）の入所者
 - * 都道府県が措置していた国立コロニー入所者については、市町村への権限委譲により、支給決定を市町村が行うこととなる。
- ② 市町村における支給決定事務が短期間に集中し、事務処理に支障を来たすこ

とのないよう、例えば、支給決定を行う時期を施設ごとに定めた計画を都道府県が作成し、市町村がその計画に従った申請を勧奨するなど、円滑な事務処理のための工夫を行うようお願いしたい。